

外国為替取引約款

株式会社 FX トレード・フィナンシャル（以下「当社」という。）は、日本法に基づき正式に設立され、その営業所を東京都港区芝 5-31-16 に置く株式会社であり、本取引約款を締結する能力を有するものであることをここに確認する。

顧客（以下「お客様」という。）は、個人の場合は完全な権利能力を有する成人であること、法人の場合は日本法に基づき正式に設立された法人であり、「外国為替取引約款」（以下「本取引約款」という。）及びそれに付随もしくは派生するあらゆる契約を締結する能力を有すること、ならびに、当該能力の有無に関わらず、本取引約款及びそれに付随もしくは派生するあらゆる契約はお客様の法的義務を構成し、お客様を拘束するものであることをここに確認する。

お客様は、当社の提供する外国為替取引の利用申し込みに際し、当社より本取引約款及びインターネット取引規則を含む「店頭外国為替取引説明書」を交付（電磁的方法により提供を受ける場合を含む。）され、これを熟読のうえ十分理解したこと、また外国為替取引の内容を十分に理解したことをここに確認する。お客様は、自らの判断と責任において外国為替取引に関する以下の条件に合意し、申込書の該当部分のチェックボックスにチェックを入れることにより、これを証するものとする。

合 意 条 項

第 1 条 （本取引約款の趣旨）

本取引約款は、外国為替取引（以下、店頭外国為替証拠金取引を【高速FX】、店頭外国為替オプション取引を【HIGH・LOW】という。）に関する取り決めであり、お客様は、外国為替取引を行うにあたり、本取引約款のすべての条項に同意するものとする。

第 2 条（外国為替取引）

当社が取り扱う外国為替取引は次の通りとする。

- (1) 店頭外国為替証拠金取引【高速FX】
 - (a) 本取引約款において【高速FX】とは、当社とお客様の間で行われるインターネットによる店頭外国為替証拠金取引をいう。
 - (b) 【高速FX】は、為替の直物取引であるが、第 5 条第 1 項に定めるロールオーバー取引を実行することにより、決済日を翌日以降に繰延べることができる。
- (2) 店頭外国為替オプション取引【HIGH・LOW】
 - (a) 本取引約款において【HIGH・LOW】とは、当社とお客様の間で行われるインターネットによる店頭外国為替オプション取引をいう。
 - (b) 【HIGH・LOW】ではオプション判定後速やかにペイアウトの清算を行う。
- (3) お客様は、当社が定めるインターネット取引規則（以下「本規則」という。）に従って【高速FX】

【付属添付書類】

FXTF-Y2-015

を行うことに同意する。本規則は本取引約款の一部を構成し、本取引約款の条項と同様にお客様を拘束するものとする。

第3条（取引口座）

- (1) お客様は、当社が取り扱う外国為替取引を行うために当社所定の取引口座開設申込書に必要事項を記載の上、所定の必要書類を添えて口座の開設を申込み、かつ当社がこれを承諾する場合にのみ、外国為替取引用の「外国為替口座」を開設するものとする。
- (2) 「外国為替口座」開設者には、口座開設と同時に【高速FX】専用の「FXトレード口座」が開設され、【高速FX】に係る証拠金、手数料、差損益金、スワップ・ポイント等金銭の計上は、すべて「FXトレード口座」を通じて処理される。
- (3) お客様は、【HIGH・LOW】を取引するためには、口座開設後に外国為替口座内に別途店頭外国為替オプション取引専用の「通貨オプション口座」を当社が定める方法により有効化申請を行い、かつ当社がこれを承認しなければならない。
- (4) お客様が暴力団等の反社会的勢力に属する方、もしくは反社会的勢力に関与しているあるいは関与するおそれがある方であると当社が判断した場合は、外国為替口座開設のお申込を受け付けないものとする。
- (5) 当社は、お客様の本人取引口座開設申込時に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という）、同施行令及び同施行規則に定めるところに従い、本人確認を行う。

第4条（決済及び清算）

- (1) 【高速FX】は、2営業日後を受渡日として通貨ペアを売買する取引で、当該売買総代金を授受せず、反対売買（転売・買戻し）を行い、その差額の授受により決済を行う。
- (2) 【HIGH・LOW】において、お客様が購入するオプションのプレミアム（オプション料）は、通貨オプション口座の残高の範囲内とし、購入代金はオプション購入後直ちに当該口座残高より控除されるものとする。また、オプションのペイアウトは判定後速やかに通貨オプション口座残高に加算され、清算されるものとする。

第5条（ロールオーバー）

- (1) 【高速FX】において、お客様は、売買成立の翌営業日以降、当該売買にかかる通貨の金利差に相当するスワップ・ポイントを授受することにより、当該売買注文の受渡日を翌決済日以降に繰り延べる（ロールオーバーする）ことができる。
- (2) 【HIGH・LOW】において、お客様はオプション判定時刻の繰り延べ（ロールオーバー）はできない。

第6条（自己責任の原則）

お客様は「店頭外国為替取引説明書」を熟読し、外国為替取引の内容及び仕組みを理解の上、次の各号に掲げる内容を含めて本取引約款に記載されている事項をすべて承諾して、自らの判断と責任において当社と外国為替取引を行うことを確認する。

【付属添付書類】

FXTF-Y2-015

- (1) お客様が外国為替取引を行うにあたり、対象通貨にかかる外国為替相場の変動リスク、対象通貨及び金利変動等のリスクを負担していること。
- (2) お客様が外国為替取引を行うにあたり、政治、経済、又は金融情勢の変化、各国政府の規制や外国為替市場の規制、通信障害等による取引の制限ないし故障が生じるリスクを負担していること。
- (3) 市場におけるポジションやその継続のために預託した取引証拠金及び追加払込金の全てを失う可能性があること。もし市場が当該ポジションに対して不利に動けば、お客様は当該ポジションを維持するため早急に相当額もしくは十分な額の追加資金の払い込みを求められることがあること。また、もし所要資金が指定期間内に払い込まれない場合、当該ポジションは損を出して解消されることがあり、その結果取引勘定が貸し越しになった場合、お客様はその債務につき弁済義務を負うものであること。
- (4) 外国為替取引に関するお客様の資金及び／又は証拠金は、当社の他の顧客のそれと同等に扱われること。
- (5) 外国為替取引に関するリスクは本取引約款、本規則及び店頭外国為替取引説明書に開示されているものが全てとは限らないこと。

第7条（売買注文の明示）

- (1) お客様が【高速FX】において売買注文を出すときは、次に掲げる事項を明示する。
 - ユーザ名及びパスワード
 - 通貨ペアの種類
 - 注文の種類
 - 注文の区別（売り・買い、新規・決済）
 - 取引金額（取引数量）
- (2) お客様が【HIGH・LOW】において売買注文（新規買いのみで決済及び売り注文はない。）を出すときは、次に掲げる事項を明示する。
 - ユーザ名及びパスワード
 - 通貨ペアの種類
 - 買付金額
 - 別途「取引要綱」に定める事項

第8条（注文の種類）

- (1) お客様が【高速FX】において実行できる注文の種類は、別途「取引要綱」【1】「7.取引注文」に定める。
- (2) お客様が【HIGH・LOW】において実行できる注文の種類は、「成行注文」に限る。

第9条（売買注文の受付）

お客様が外国為替取引を利用できる時間は、当社が別途「取引要綱」に定めるところによる。

第 10 条（注文の取消・変更）

- (1) 【高速FX】において、お客様は、取引時間内であれば、未約定注文に限り、売買注文の取消及び変更を行えるものとする。
- (2) 【HIGH・LOW】において、お客様は、注文の取消・変更ができない。
- (3) 取引システムの欠陥又は故障、通信の異常、その他の技術的要因その他当社にとって不可抗力による要因により、市場価格から著しく乖離し、誤りであることが明らかな異常価格で約定した取引については、当該取引及びそれに付随した全ての取引を無効とし、解除することができるものとする。但し、当社は、当該取引を解除する旨及びその理由をお客様に遅滞なく通知するものとする。

第 11 条（売買注文の執行）

- (1) 【高速FX】において、お客様の売買注文は、当社がそれを受け付けた後執行するものとする。但し、新規の【高速FX】取引の注文（注文訂正を含む）の場合、お客様の証拠金が当社の定める水準に満たない場合は、当該注文は執行されない。
- (2) 【HIGH・LOW】において、お客様の買い注文は、当社がそれを受け付けた後執行するものとする。但し、新規の【HIGH・LOW】取引の注文の場合、お客様の「通貨オプション口座」の残高が当該注文執行に必要な金額に満たない場合は、当該注文は執行されない。

第 12 条（取引内容の確認）

お客様が行った外国為替取引の売買注文の内容等について、当社とお客様との間で疑義が生じたときは、お客様が当社のシステムに入力したデータの記録内容をもって処理するものとする。

第 13 条（外国為替取引の数量）

外国為替取引においてお客様が取引できる数量は当社の定める範囲内とする。

第 14 条（取引レート）

- (1) 【高速FX】において、お客様は、当社が外国為替市場の実勢取引レートに基づいて提示したレートが適用されることを承諾する。
- (2) 【高速FX】において、逆指値注文及び自動ストップロス・オーダーの実際の約定レートが、お客様が当初期待したレートと一致しないことがあることを、お客様はあらかじめ承諾する。
- (3) 【HIGH・LOW】では、お客様は、別途「取引要綱」に定める当社契約先が提供する為替レートでお取引いただくことをあらかじめ承諾する。
- (4) お客様は、取引レートがその時の相場状況、為替相場の変動により、お客様が期待した価格と同一にならない場合があることを承諾する。

第 15 条（値洗い）

【高速FX】において、便宜上純資産の額を正確に計算するため、お客様の外国為替取引におけるポジションの約定値段と現在の市場価格との差額の算出（値洗い）はリアルタイムで計算される。

第 16 条（証拠金の預託）

お客様は外国為替取引を行うことにより生じる当社に対する全ての債務を担保するため、当社に証拠金を預託し、維持しなければならない。但し、お客様が当社に預託する証拠金その他外国為替口座に係る金銭に対して、当社は付利いたしません。

(1) 【高速 F X】取引に必要な証拠金の預託

- (a) お客様は、【高速 F X】取引を行うに際し、当社が別途「取引要綱」に定める取引証拠金額以上の金銭（日本円）を当社が定める方法によりあらかじめ預託するものとする。
- (b) 当社は経済情勢の変化等に伴い取引証拠金率を変更することができるものとし、当社が取引証拠金率を変更したときは、お客様の未決済ポジションに対しても変更後の取引保証金率が適用されるものとする。
- (c) 証拠金維持率は当社の定める一定割合を下回ってはならないものとする。
- (d) お客様の口座全体の証拠金率（全体証拠金率）が、当社が定める営業日毎の一定の時刻（「証拠金率判定時刻」）において、当社の定める一定の水準を下回ってはならないものとする。
- (e) お客様は「FX トレード口座」の出金可能額の範囲内で外国為替口座内の「通貨オプション口座」に振替えることが出来る。但し、当社は当該振替出金した金額を、振替と同時に振替前の「FX トレード口座」の出金可能額から即時控除するものとする。

(2) お客様は【HIGH・LOW】取引を行うに際し、お客様の「通貨オプション口座」の口座残高を当社が別途「取引要綱」に定める金額以上としなければならない。

第 17 条（外国為替口座からの出金）

- (1) お客様は、FX トレード口座から出金可能額の範囲内で出金することができる。但し、いかなる場合も FX トレード口座によらず「通貨オプション口座」から直接出金することはできない。
- (2) お客様から出金可能額の全部又は一部の返還請求があったときは、当社は当該返還請求を受け付けた日から遅くとも 3 銀行営業日以内に、取引口座の解約にともなう返還請求の場合は当該返還請求を受け付けた日から 5 銀行営業日以内に、当該返還請求にかかる額をお客様名義の銀行口座宛に日本円で返還する。
- (3) この際、返還時の銀行振込手数料は、返還額が 5 万円以上の場合は当社負担とし、5 万円未満の場合、解約時又は返還後に口座残高が正の金額とされない返還請求の場合もしくは口座開設後全く取引をしていない場合は、お客様の負担とする。
- (4) 当社が、前項に定める振込みを通常の手続に従って行ったにもかかわらず着金に遅延が生じた結果、お客様に損失又は損害が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 本条（2）における「当該返還請求を受け付けた日」とは、お客様が、銀行営業日の正午 12 時前（正午 12 時を含まない。）に証拠金の返還の請求を行った場合は当該返還請求を行った当日、正午 12 時以降（正午 12 時を含む。）に証拠金の返還の請求を行った場合は当該返還請求を行った日の翌銀行営業日とする。
- (6) 当社は、お客様より証拠金の返還請求を受け付けた場合、当社が正式に証拠金の返還請求を受け付けた旨を電子メールにてお客様に通知するものとする。

第 18 条（ロスカット／強制決済）

- (1) 当社は、上記第 16 条第 1 項（c）に定める証拠金維持率を当社が定める一定の比率以上に保つために必要な限度で、当社の裁量により、お客様のポジションの全部又は一部を強制的に決済することができる。この場合、お客様は当社が当社の判断にて当該処分を行うことに合意し、その結果に一切異議を唱えない。
- (2) 当社は、上記第 16 条第 1 項（d）に定める全体証拠金率を当社が定める一定の水準以上に保つために必要な限度で、当社の裁量により、お客様のポジションの全部又は一部を強制的に決済することができる。この場合、お客様は当社が当社の判断にて当該処分を行うことに合意し、その結果に一切異議を唱えない。
- (3) 前 2 項において、当該処分の対象となる既存の未決済ポジションが複数あるときは、そのポジションを処分する順序は、保有期間の長いものから先に処分される。
- (4) 第 1 項乃至第 3 項の規定によりポジションの処分を行ったときは、その約定値段により売買損を計算し、当該売買損の受払いは、お客様の口座残高から控除する方法で行い、残高が不足となった場合は、当社が指定する期限までに不足額をお客様が支払うものとする。
- (5) 当社が本条第 1 項乃至第 3 項の規定により、お客様のポジションの処分を行った場合には、当社はその処分内容をお客様に通知する。

第 19 条（預託金等による債務の弁済）

当社がお客様から預託を受けた証拠金、外国為替取引にかかる差益金その他取引口座内の金銭は、外国為替取引に関してお客様が当社に対して負担するすべての債務について共通の担保とする。

第 20 条（期限の利益の喪失）

- (1) お客様に以下の各号のいずれかの事情が生じた場合には、当社からの通知、催告等がなくても、お客様は外国為替取引について当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失し、直ちにその債務を弁済しなければならない。
 - (a) 支払停止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始その他類似の倒産手続の申立てがあったとき。
 - (b) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (c) お客様が有する債権について、仮差押、仮処分又は差押の通知が送達されたとき。
 - (d) 外国の法令に基づき前各号のいずれかに相当する事由が生じたとき。
 - (e) 住所変更の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、当社にお客様の所在が不明となったとき。
 - (f) 心身機能の低下により外国為替取引の継続が著しく困難又は不可能になったとき、あるいは死亡したとき
 - (g) お客様の外国為替取引口座開設申込書等当社への提出書類の記載内容に虚偽の申告があったとき
 - (h) お客様が暴力団等の反社会的勢力に属する方、もしくは反社会的勢力に関与しているあるいは関与する虞がある方であると当社が判断したとき

【付属添付書類】

FXTF-Y2-015

- (2) お客様に以下の各号のいずれかの事情が生じた場合には、当社からの通知により、お客様は外国為替取引について当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失し、直ちにその債務を弁済しなければならない。
 - (a) 外国為替取引にかかる支払についてその履行を遅滞したとき。
 - (b) 本取引約款その他当社との間の約定のいずれかに違反したとき。
- (3) 上記のほか当社が債権保全を必要とする事由が生じたとき。

第 21 条（差引計算）

- (1) お客様と当社との一切の取引において、期限の到来、第 20 条に定める期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と外国為替取引に係るお客様の当社に対する債権その他一切の債権とを、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前通知することなく、いつでも当社は相殺することができるものとする。
- (2) 前項の相殺を行う場合には、当社は事前の通知及び所定の手続きを省略し、お客様に代わり証拠金その他の払い戻しを受け、債務の弁済に充当できるものとする。
- (3) 前 2 項により差引計算を行う場合、債権・債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権・債務の利率については当社の定める利率により計算するものとする。また、債権及び債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、当社の指定する通貨によるものとし、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円建てに換算する場合は、当社の定める為替レートを適用するものとする。
- (4) 前各号により差引計算を行った結果、お客様に返還すべき証拠金がある場合は、当社は、あらかじめお客様が登録されたお客様ご本人名義の金融機関の口座にお振込みするものとする。

第 22 条（当社及び当社役員等の責任）

当社、当社の取締役その他の役員、管理職員、従業員、及び代理人（以下「当社役職員等」という。）は、お客様が本取引約款の下で被る一切の損失、損害、被害、費用、支出に関して一切責任を負わない。但し、当社又は当社役職員等の重大な過失、故意の不履行、詐欺行為による場合を除く。また、いかなる場合も、当社及び当社役員等は派生的損害や特別損失に関する責任を負わない。

第 23 条（通知及び交付書面）

当社からお客様に対して発すべき通知及び交付書面は、外国為替取引に係るシステム画面上の表示又は電子メールによる送信、その他法令で定める電磁的方法によって行うことができる。

第 24 条（通知の効力）

- (1) 当社からお客様に対して発すべき通知を、外国為替取引に係るシステム画面上に表示する方法により行った場合における通知の効力は、当該システム画面上に表示された時に発生する。
- (2) 当社からお客様に対して発すべき通知を、電子メールを送信する方法により行った場合における通知の効力は、お客様の届出電子メールアドレス又は自宅ないし職場住所に宛てた外国為替取引に関する当社の通知が、電子メールアドレスの変更、転居、失踪その他お客様の責めに帰すべき事由に

【付属添付書類】

FXTF-Y2-015

より延着し、又は到着しなかった場合においては、当該通知は同種の通知が通常到達すべき時に到着したものとみなす。

- (3) 当社からお客様に対して発すべき通知を、法令で定める電磁的方法によって行った場合における通知の効力は、法令等に定める時に発生するものとする。

第 25 条（届出事項の変更）

- (1) お客様は、氏名、印鑑、社印又は電子メールアドレス、住所もしくは所在地その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社の定める方法により変更手続きをするものとする。当社は当該届出の受理を確認するものとする。
- (2) 当該変更手続がなかったために発生した損失及び損害の一切は、お客様の責任に帰するものとする。

第 26 条（免責事項）

以下に掲げる事由に基づく損害については、当社及び当社役職員等はその原因・理由の如何を問わず一切の責任を負わないものとする。

- (a) 当社の責任によらない事由（政府の規制等による、外国為替市場の規制や取引の停止、その他天災地変、戦争、ストライキ、又は通信機器及び通信施設の故障や機能停止等を含む。但し、当該事由についてはそれらに限定されないものとする。）に基づいてお客様が直接又は間接的に被る損失
- (b) 所定の書類に使用された印鑑又は署名がお客様の届け出た印鑑又は署名と相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、その他の処理が行われたことにより生じた損害
- (c) 当社、お客様又は外国為替市場関係者その他の第三者が使用するコンピューターシステムのハードウェア及びソフトウェアの故障、誤作動その他の不具合により生じた損害又は第三者が提供する通信回線の故障・不調により生じた損失及び損害
- (d) お客様が無線通信の方法を用いた取引を行う場合において電波障害、無線通信の切断等の事由により注文等が当社に適切に受理されなかったことにより生じた損害
- (e) お客様の口座番号、パスワード等をお客様自身が入力したか否かに拘わらず、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を当社が確認して行った取引により生じた損害
- (f) 上記各号の事由によりお客様の取引注文あるいはロスカットが執行されなかったことにより生じた損失及び損害
- (g) その他当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損失及び損害

第 27 条（債権譲渡等の禁止）

お客様が当社に対して有する外国為替取引に係る債権は、これを第三者に譲渡又は質入れ、処分できないものとする。

第 28 条（諸費用の支払等）

- (1) お客様は、本取引約款ならびに事前にお客様に通知されるその他の定めに基づき外国為替取引を行うにあたってお客様が負担すべき諸費用及びそれに関連する公租公課等（以下この条において「諸費用等」という。）が発生した場合は、当社からの請求に基づき直ちに支払わなければなら

ない。

- (2) 前項に定める諸費用等は、当社が指示に従った行為もしくは関連する権利の行使あるいは関連する支払いの実行を行った後、任意の時に当社によりお客様の取引口座より全額引き落とし（お客様への通知の有無を問わない）されることにより支払われる。
- (3) 前各項に定める諸費用等の支払いは、第 19 条及び第 21 条に基づく当社の権利を損なわない。

第 29 条（未払い債務の取り立て）

お客様の取引口座の残高が、外国為替取引にかかる当社に対する支払債務の額に不足する場合、お客様は直ちに当社に対し当該不足額を現金で弁済する。お客様が当該未払い債務に関する請求額を直ちに支払わない時は、当社は支払い遅延による損害を回復するため、未払い金の任意の額につき年率 14.6%の割合による遅延損害金を徴収できるものとする。利息は毎日加算されるものとし、お客様の他の債務とは別個に支払い義務がお客様に生じるものとする。

第 30 条（報告書の作成及び提出）

- (1) お客様は、当社が日本国の法令に基づき要求される場合には、お客様にかかる外国為替取引の内容等を日本国の政府機関等宛てに報告することに同意する。この場合、お客様は当社の指示に応じて、かかる報告書その他の書類の作成に協力するものとする。
- (2) お客様は、当社と行った外国為替取引に関して、当社が告知義務に則った「支払調書」を提出することに同意し、当社が「支払調書」を作成するにあたり、お客様が提出した本人確認書類を使用することを承諾する。
- (3) 前項の規定に基づく報告書その他の書類作成及び提出に関して発生した一切の損害については、当社は免責されるものとする。

第 31 条（債務不履行）

お客様に本取引約款の債務不履行が生じた場合及び当社が専ら当社の判断するところによりお客様が当社に対する義務を果たしていない、又は将来的に果たすことが出来ないもしくは果たす意志がないものとみなした場合、当社はお客様に事前に通知することなく次に掲げる事項を行うことができる。

- (a) 当社が専ら当社の判断するところによりお客様の契約、ポジション、表明に関連する当社の損害や債務を回復、軽減するもしくは解消するために必要とされる任意の行動、取引の終了、差し替え、取消、売買・貸借取引その他別個の取引、その他の作為不作為等を任意の時点で任意の態様で行うこと。
- (b) お客様に本取引約款の債務不履行が生じた及び当社が専ら当社の判断するところによりお客様が当社に対する義務を果たしていない、又は将来的に果たすことが出来ないもしくは果たす意志がないものとみなした時点における未決済及び未精算の全ての外国為替取引を、お客様により取り消されたものと見なすこと。なお、この場合、当該外国為替取引にかかる当社の義務はその時点で終了・解消されるものとする。

第 32 条（解約）

法令に別段の定めのない限り、当事者のいずれか一方は他方に解約の意思を書面又は電磁的方法で通知することにより本取引約款（当社とお客様との間における本取引約款に付随又は関連するその他の契約関係を含む。）を終了（解約）することができる。また、当社はお客様が本取引約款の第 20 条第 1 項に該当した場合又は本取引約款の本条の 1) ないし 4) に該当した場合ならびに本取引約款のいずれかの規定を遵守履行しない場合には直ちに本取引約款を終了できるものとする。

- (1) 同種端末にて、同一の口座名義人による本口座の取引画面を同時に複数起動（二重ログイン）し、並行して取引を行った場合、又はその様な取引を行ったと合理的に認められる場合。
- (2) 端末、回線、ソフトウェア等の不正な操作もしくは改変等による取引を行った場合、又はその様な取引を行ったと合理的に認められる場合。
- (3) 方法の如何を問わず、正規の注文発注手順を経ないで、極めて短時間に注文発注を機械的に繰り返す行為を行った場合、又はその様な行為を行ったと合理的に認められる場合。
- (4) 取引システム及びWebシステムに何らかの負荷を与え、システムの正常運用に支障をきたした場合、又はその可能性があるとして合理的に認められる場合。

なお、本取引約款の終了に際し、お客様の当社に対する次の各号に掲げる債務（但し、当該債務の内容についてはこれらに限定されない。）は直ちに支払い期限が到来し、支払い義務を生じるものとする。

- (a) 未払いとなっている料金、手数料、利用料の全て。
- (b) 本取引約款の終了に伴って発生する全ての取扱手数料。
- (c) 当社がお客様の代理人として行う取引の清算、終結、既存義務の完遂に伴い被る損害及び費用。

2. 本取引約款の終了時において本取引約款に定められた外国為替取引に関連する権利義務が残存する場合、解約によってそれらは影響を受けず、全ての義務が完全に履行されるまで引き続き本取引約款ならびに当該外国為替取引に関して両当事者の間に特に同意された条件が適用されるものとする。

第 33 条（サービス内容の変更）

当社は、お客様に事前に通知することなく、本取引におけるサービスの内容を変更できるものとする。

第 34 条（インターネット取引規則の変更）

当社は、別途「インターネット取引規則」の変更がある場合、遅滞なくその旨をお客様に告知するものとし、

第 35 条（取引要綱の変更）

当社は、別途「取引要綱」の変更がある場合、遅滞なくその旨をお客様に告知するものとし、

第 36 条（本取引約款の変更）

- (1) 本取引約款に定める各条項の内容は、法令の変更、監督官庁の指示・指導もしくはその他必要が生じたときに随時変更される場合があることを確認する。当社は行おうとする変更の申し入れを本取引約款に定める方法により通知し、お客様が所定の期間中に異議の申し出をしなかったときは、そ

の変更の申し入れに同意したものとする。

(2) 本取引約款が変更された場合、当社は最新版の全文を速やかにホームページに掲載するものとする。

第 37 条（準拠法、合意管轄及び紛争解決）

本取引約款は日本国の法律に準拠し、解釈されるものとする。また、当社とお客様の間で外国為替取引に関連して争いの生じたときは、両当事者は誠意をもってその解決に向けて努力するものとする。万一訴訟が避けられないときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 38 条（契約条件及び執行）

お客様は、本取引約款を熟読の上これに合意することを表明し、お客様が外国為替取引を行うにあたっては本取引約款に服することが条件であることを承認する。お客様はお客様の判断と責任において本取引約款に服するものであることを確認する。

第 39 条（電話の録音）

外国為替取引の重要事項及びその他外国為替取引に関連する重要な諸情報が迅速かつ正確に録音されるよう確保するため、当社は警告音を用いず電話の内容を録音できるものとする。当該録音は当社の独占的所有物となり、お客様はそれが注文ならびに指示の証拠となることを認める。

第 40 条（損害補償）

お客様が、本取引約款の履行に関し、故意又は過失により、本取引約款に定める義務に違反した場合その他お客様の責めに帰すべき事由により当社に損害を与えたときは、お客様は、当社が被った一切の損害（当該損害を補填するために当社が負担する弁護士費用等の諸費用等を含む。）を賠償しなければならない。

第 41 条（連帯責任）

お客様が組合、匿名組合、パートナーシップであるなど複数の人で構成されている場合、複数のお客様各自の本取引約款に基づく責任は連帯責任とする。上記の場合の構成員の一もしくは複数につき死亡、破産、清算、解散等の事由が生じた場合、それ以外の構成員の本取引約款に基づく義務は完全な効力を継続する。この規定は上記の規定ならびに当該構成員の相続人に対する当社の権利に影響を与えない。

附則

本取引約款は、平成 20 年 10 月 15 日付で制定され、有効となる。

本取引約款は、平成 21 年 3 月 1 日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、平成 21 年 5 月 1 日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、平成 21 年 7 月 20 日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、平成 21 年 10 月 1 日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、平成 21 年 12 月 1 日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、平成 22 年 7 月 30 日付で改定され、有効となる。

本取引約款は、平成 22 年 8 月 23 日付で改定され、有効となる。